

平成 27 年 2 月 23 日

公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部長 様

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課長
(公印省略)

事務所の移転等について (通知)

このことについて、県民サービスの向上並びに県有施設の有効活用を図るため、このたび、次のとおり当課宅建指導グループの事務所の移転、宅建業の免許申請等の受付時間の変更等を行いますので、お知らせします。

なお、別添のとおりチラシを作成しましたので、貴協会会員への周知にご活用ください。

1 事務所の移転

移転日 平成 27 年 3 月 30 日 (月)

移転先 かながわ県民センター 4 階 (〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2)
電話 045-313-0722 (建設業課専用)

※事務所の名称等は 4 月 1 日に正式決定します。(HPでお知らせします。)

2 宅建業免許窓口の受付時間の変更

平成 27 年 4 月 1 日から宅建業免許窓口の受付時間を次のとおり変更します。

現行	変更後
9:00~11:00 13:00~16:00	10:00~15:00

3 宅建業免許の更新申請等の郵送受付の開始 (平成 27 年 4 月 1 日から)

詳細は神奈川県建設業課のホームページに掲載します。

なお、郵送の場合は、窓口受付よりも申請書類等の補正に時間を要することが想定されます。また、補正内容によっては、ご来庁いただくこともあります。

(裏面へ)

4 宅地建物取引士証再交付申請手数料の新設

宅地建物取引業法等の一部改正により、現在交付されている「宅地建物取引主任者証」は、平成 27 年 4 月 1 日以降「宅地建物取引士証」とみなされ、期間満了まで有効ですが、宅地建物取引士証再交付申請（手数料 4,500 円）により、期間満了前の「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に切り替えることが可能となりました。

また、「宅地建物取引士証（期間満了前の「宅地建物取引主任者証」を含む）」を亡失、滅失、汚損又は破損した場合による再交付申請についても次のとおり手数料を徴収することとします。

手数料名	金額	再交付申請の事由
宅地建物取引士証再交付申請手数料	4,500 円	<ul style="list-style-type: none">・ 期間満了前の「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に切り替える場合・ 「宅地建物取引士証（期間満了前の「宅地建物取引主任者証」を含む）」の<u>亡失、滅失、汚損又は破損</u>により「宅地建物取引士証」の再交付を受ける場合

※平成 27 年度第 1 回神奈川県議会定例会に「宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例」等の議案を提出しており、当該議案が可決されて正式決定となります。

問い合わせ先
宅建指導グループ 芳賀
電話 045-210-6345（直通）